

株 主 各 位

東 京 都 港 区 南 青 山 3 - 1 - 3 1
K D 南 青 山 ビ ル 5 F
株 式 会 社 エ ア ー ク ロ ー ゼ ッ ト
代 表 取 締 役 社 長 兼 C E O 天 沼 聰

第8回定時株主総会招集のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月29日(木)午後7時(営業時間の終了時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月30日(金) 午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山3-1-31 KD南青山ビル5F 本店会議室
3. 会議の目的事項
【報告事項】
 1. 第8期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告の内容、会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
 2. 第8期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)計算書類報告の件
【決議事項】

第1号議案	定款の一部変更の件
第2号議案	取締役の報酬額改定の件

以 上

◎ 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考資料の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://corp.air-closet.com/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考資料

【第1号議案】	定款の一部変更の件
---------	-----------

以下のとおり、当社定款の一部を変更することについてご承認をお願いするものであります。

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1） 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2） 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3） 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4） 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は、変更点を示す。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 < 削 除 > <u>（電子提供措置等）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが
< 新 設 >	

<p>< 新 設 ></p>	<p><u>できる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>1 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
----------------------	---

<p>【第2号議案】</p>	<p>取締役の報酬額改定の件</p>
----------------	--------------------

当社の取締役の報酬額は、2016年9月30日開催の第2回定時株主において、年額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬総額を年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告7ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役3名)であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

自:2021年7月1日
至:2022年6月30日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度は昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の全世界における感染拡大の影響により、世界各国で入出国禁止等の渡航制限や外出制限などの措置が行われております。

日本国内でも新型コロナウイルス感染症流行の長期化・再拡大により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・延長され、経済活動が大きく制限されました。国内のワクチン接種率が順調に上昇しておりますが、依然として経済活動の完全な再開への先行きについては不透明な状況が続いています。

かかる状況を受けて、テレワークの増加や外出自粛によるファッション全体の需要の低下及び店舗の臨時閉店等の影響により、ファッション市場は他の業界と比較しても特に影響の大きい市場となっています。一方で、消費者の購買行動が変容し、EC化率が著しく上昇している状況です。

その中でも、当社の属するファッションレンタル市場は、ファッション全体に対する需要低下の影響を受けつつも、ECサービスであること、外出自粛でも自宅でサービスが受けられることなどが奏功し、継続的に一定の需要を保っている状況です。一方で、当社の新規会員獲得数は上述した緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を受けうるため、継続して状況を注視する必要があるものと認識しております。

さらに、昨年度の顧客動向等への対応経験を活かし、マーケティングによる獲得手段やCRM領域における退会抑止の施策に工夫を重ねてまいりました。感染防止措置の発出・延長の影響で外出数が減少し、一時的な需要減もありましたが、当事業年度では会員数は増加しました。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況であるため、2022年7月以降の経営成績及び財政状態については、依然として予測困難な影響を及ぼす可能性が残されており、その影響額については、提出日現在において合理的に見積もることは困難であります。直近の会員数に大きな影響は生じておりません。

このような環境下、当社はパーソナルスタイリングの要素を強みとしてファッションレンタルサービスのパイオニアとしてのポジションを維持し、市場を牽引する立場として成長を遂げており、2022年7月29日には東京証券取引所グロース市場への上場を実現いたしました。資金調達と信用調達により、今後一層の事業推進を行ってまいります。

また、以上の理由のほか、新型コロナウイルス感染症による影響をファッション業界の他社と比較しても限定的な範囲に留められた要因として、パーソナルスタイリングサービス、サブスクリプション型のビジネスモデルを採用していることなども挙げられます。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高 3,390,339 千円(前年度比 17.4%増)、EBITDA(営業利益+レンタル用資産償却費+減価償却費)297,190 千円(前年度比 31.5%増)、営業損失 51,776 千円(前年度は 38,378 千円の営業利益)、経常損失 67,740 千円(前年度は 29,359 千円の経常利益)、当期純損失 378,146 千円(前年度は 344,653 千円の当期純損失)となりました。

②設備投資の状況

該当事項はありません。

③資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、金融機関と総額 100,000 千円のコミットメントライン契約を締結しております。

さらに、金融機関より長期借入金として 760,000 千円の調達を実施しました。また、新株予約権の行使に伴い新株式を発行し、660,120 千円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第5期	第6期	第7期	第8期
					(当事業年度)
売上高	(千円)	1,556,587	2,173,100	2,887,057	3,390,339
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	△381,877	△419,849	29,359	△67,740
当期純損失 (△)	(千円)	△613,425	△715,581	△344,653	△378,146
1株当たり当期 純損失	(円)	127円14銭	148円31銭	68円95銭	65円96銭
総資産	(千円)	666,601	1,163,463	1,419,439	2,186,291
純資産	(千円)	△232,129	152,130	41,066	323,040
1株当たり 純資産	(円)	△484円98銭	△633円29銭	△669円16銭	43円68銭

(注) 1. 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 第5期、第6期及び第7期における1株当たり純資産の算定に当たっては、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4)当社が対処すべき課題

① 当社サービスの認知度の向上

当社は主にオンライン広告などのWEBマーケティングの手法を通じ、「airCloset」サービスの認知度を徐々に高めてまいりましたが、経営戦略に沿って今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスの要諦であるパーソナルスタイリングの魅力、自宅に洋服が届く便利さをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。

ユーザーに対する調査によると試着できる通販サイトの存在の認知度は低い反面、その利用意向は高いと考えられ、今後におきましては、費用対効果を慎重に検討したうえで適切な媒体を選択し、当社サービス内容まで含めて伝わるような広告宣伝やプロモーション活動を強化してまいります。

② システム及び物流機能の強化

当社の主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、ユーザーの増加に合わせた物流機能の強化が重要であると認識しております。当社のビジネスモデルにおける物流機能には保管・出庫のみならず、返却物の管理やメンテナンスも含まれるため、その運用精度とコスト管理を追究することが経営上特に重要な要素となります。今後におきましては、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んでまいります。

③ プラットフォームサービスの強化

当社は、顧客の好みと当社の取り扱う洋服に関するデータを統合し、スタイリストがネットワーク上で効率的に商品の推薦ができるスタイリング提供システムに係る特許を取得し、自社利用のみならず、モノのレンタルに関して、他企業にも展開できる基盤を有しています。当社の中期的な戦略上の重要項目である同プラットフォームの利用拡大に際して、その提供体制の拡大整備が必要であると認識しています。

④ 「airCloset Mall」等の新規事業に関する商品展開の強化

当社が経営方針に謳う「“ワクワク”が空気のようにあたりまえになる世界へ」のビジョンの実現に向けてさらなる事業拡大を実現するためには、パーソナルスタイリングの要素や自宅に洋服が届く便利さを基軸に、これまでの主要商品であるアパレル以外の生活商材も含めたユーザーのトータル・ライフスタイル・サポートのニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。生活商材は当社にとっては新たな商品カテゴリではありますが、これまでに構築してきた各パートナー企業との関係を活用し、魅力的な品ぞろえを実現することが出来るよう努めてまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針です。

⑥ 内部統制による業務の標準化と効率化

今後の事業拡大にあたり、業務の標準化と効率化の徹底が、継続的な成長を左右するものと考えております。このため内部統制体制の強化を通じ、コンプライアンスの徹底だけでなく、業務効率の改善を進めてまいります。

⑦ 財務上の課題について

弊社では、新規会員獲得に関する広告宣伝費や今後の成長に向けたレンタル用資産の購入といった先行投資により、2022年6月期まで連続した当期純損失を計上しております。一方で、先行投資に関しては今後の資金繰りに支障が無いように取引金融機関と連携し、当該先行投資の結果として売上も伸長しており、収益力も高まっております。そのため、現時点において財務上の課題は認識しておりません。今後も売上高の継続的な成長を通じて当期純利益の黒字化を図ってまいりますので、先行投資を継続することを前提としております。そのため、営業活動によるキャッシュ・フローの水準を注視し、金融機関との協議を継続することで引き続き十分な運転資金を確保できるものと判断しております。

(5)主要な事業内容(2022年6月30日現在)

当社は、ファッションレンタルサービス「airCloset」の運営を主な事業としておこなっております。

(6)主要な営業所(2022年6月30日現在)

本 社	東京都港区南青山三丁目1番31号
-----	------------------

(7)使用人の状況(2022年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69(45)名	7名増(+8名)	30.5歳	2.94年

(注)使用人数は正社員数であり、非正規社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先の状況(2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	465,150千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社みずほ銀行	233,336千円

(9)その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年7月29日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場しました。

2. 株式の状況(2022年6月30日現在)

- (1)発行可能株式総数 28,864,000 株
- (2)発行済株式の総数 7,376,000 株
- (3)株主数 18 名
- (4)大株主(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
天沼 聡	1,336,000	18.1
Monoful Pte. Ltd.	1,109,600	15.0
寺田倉庫株式会社	848,000	11.5
住友商事株式会社	800,000	10.8
SIG Asia Fund IV, LLLP	800,000	10.8
ジャフコ SV4 共有投資事業有限責任組合	680,000	9.2
前川 祐介	311,200	4.2
Samurai Incubate Fund 4 号投資事業有限責任組合	272,000	3.7
小谷 翔一	160,000	2.2
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	160,000	2.2

(注)自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

- (1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3)その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1)取締役および監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 兼 CEO	天沼 聡	
取締役副社長	前川 祐介	
取締役	小谷 翔一	カスタマーコミュニケーショングループ長
取締役	月森 正憲	寺田倉庫株式会社 執行役員
取締役	榑原 健太郎	株式会社サムライインキュベート 代表取締役 エースチャイルド株式会社 取締役 サメ株式会社(現 ワンダートランスポートテクノロジーズ株式会社) 取締役 株式会社 Newelse 取締役 株式会社イスラテック 取締役 株式会社 FMG 取締役
取締役	武市 智行	株式会社武市コミュニケーションズ 代表取締役 高知県産業振興スーパーバイザー 高知県 IT・コンテンツ産業振興アドバイザー 株式会社 Aiming 取締役 株式会社 GameWith 取締役 株式会社プレースホルダ 取締役 株式会社アルファコード 取締役 高知県 Next 次世代型施設園芸スーパーバイザー
監査役	内田 行彦	
監査役	樋口 俊輔	株式会社樋口会計事務所 取締役 ポート株式会社 監査役 SBC パートナーズ税理士法人 社員税理士
監査役	阿部 達行	株式会社 GOOYA 監査役 株式会社 GOOYA Holdings 監査役

- (注) 1. 取締役の月森正憲氏、榑原健太郎氏、武市智行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の内田行彦氏、樋口俊輔氏、阿部達行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の樋口俊輔氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役武市智行氏並びに社外監査役内田行彦氏、樋口俊輔氏及び阿部達行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当する事項はありません。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の

原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し決定することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議内容は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は 2016 年9月 30 日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を 100,000 千円以内とするものであります。また、当社の監査役報酬等に関する株主総会の決議年月日も同様に 2016 年9月 30 日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を 30,000 千円以内とするものであります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬と賞与により構成しております。取締役の基本報酬は、取締役会の委任に基づき、定時株主総会において決議された報酬額を上限として、取締役が前期の業績を勘案して報酬案を策定し、代表取締役社長兼 CEO が決定しております。取締役の賞与は、取締役が前期の業績を勘案して報酬案を策定し、代表取締役社長兼 CEO が決定しております。賞与の支給の有無については、当期の業績を勘案して代表取締役社長兼 CEO が決定しております。

取締役会は、当該委任によること、当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					員数 (名)
		報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役	43,440	43,440	—	—	—	—	4
監査役 (うち社外監査役)	11,250	11,250	—	—	—	—	3 (3)

(注) 1. 上記には無報酬の社外取締役2名を除いております。

2. 取締役の報酬限度額は 2016 年9月 30 日開催の第2回定時株主総会において、年額 100,000 千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く)の員数は、3名であります。

3. 監査役の報酬限度額は 2016 年9月 30 日開催の第2回定時株主総会において、年額 30,000 千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数

は、1名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	榊原 健太郎	株式会社サムライ インキュベート	代表取締役	同社が運営する「Samurai Incubate Fund 4号投資事業有限責任組合」は当社の株主になります。
社外取締役	月森 正憲	寺田倉庫株式会社	執行役員	当社の株主になります。

②社外役員の主な活動状況

A 社外役員の取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	榊原 健太郎	当事業年度に開催された取締役会 20 回の全てに出席し、主にベンチャーキャピタリストとしての職務を通じて培われたベンチャー経営に関する専門的知見に基づき適宜、発言を行っております。
社外取締役	月森 正憲	当事業年度に開催された取締役会 20 回の全てに出席し、主に物流に関する専門的知見に基づき、適宜、発言を行っております。
社外取締役	武市 智行	当事業年度に開催された取締役会 20 回の全てに出席し、主に企業経営者としての職務を通じて培われた企業経営に関する専門的知見に基づき適宜、発言を行っております。
社外監査役	内田 行彦	当事業年度に開催された取締役会 20 回及び監査役会 16 回の全てに出席し、主に事業会社の CFO としての職務を通じて培われた業務・会計・法務全般に関する専門的知見に基づき適宜、発言を行っております。
社外監査役	樋口 俊輔	当事業年度に開催された取締役会 20 回及び監査役会 16 回の全てに出席し、主に公認会計士としての職務を通じて培われた会計・税務に関する専門的知見に基づき適宜、発言を行っております。
社外監査役	阿部 達行	当事業年度に開催された取締役会 20 回及び監査役会 16 回の全てに出席し、主に企業経営者としての職務を通じて培われた企業経営に関する専門的知見に基づき適宜、発言を行っております。

B 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待されている役割に関して行った職務の概要
社外取締役	榊原 健太郎	当社中期経営課題について議論する場等において、ベンチャーキャピタリストとしての観点から、これまで培われた知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。
社外取締役	月森 正憲	当社中期経営課題について議論する場等において、主に物流業務の観点から、これまで培われた知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。
社外取締役	武市 智行	当社中期経営課題について議論する場や、コンプライアンス・リスクマネジメント等において、企業経営者の観点から、これまで培われた企業経営者としての知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る監査法人の報酬等の額	36,000 千円
当社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000 千円

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年9月28日及び2020年9月15日の取締役会決議により、内部統制システムの基本方針を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を明確にし、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

また、監査役を設置し、取締役の職務執行について、法令、監査役監査規程に基づき監査を行う。さらに、内部監査担当者は、監査計画と実施内容について定めた内部監査規程にもとづいて定期的に各部門への内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長兼 CEO 及び監査役に報告する。

代表取締役社長兼 CEO は監査報告の内容について特に重要と認めた事項を取締役会において協議し、改善策の実施や再発の防止に努める。法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、経営管理グループ長、監査役及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接連絡できる仕組みを整備するとともに、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等、通報者の保護を徹底することを定める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程に従い、取締役を最終承認者とする稟議書類や取締役会議事録、株主総会議事録について適切に管理、保存する。

また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

代表取締役社長兼 CEO は、情報セキュリティの責任者(情報管理責任者)を任命し、情報セキュリティ管理規程に従い、適正な運用を徹底させる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門の部門長及び管掌役員が参加するリスク・コンプライアンス委員会においてリスク抽出を行い、毎月の定例取締役会の事業報告にあわせて必要に応じて適宜状況を報告し、リスクを未然

に防止するとともに発生したリスクを迅速に把握・対処するための管理体制を整備する。

経営管理グループは各リスクを全社横断的に統括管理し、新たに生じたリスクについては速やかに責任部門を定め、リスク管理体制を明確化する。現実には重大な損害の発生が予想される場合には、取締役及び執行役員は直ちに経営管理グループに報告し、経営管理グループはその緊急性に応じて適切な対応をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程等により、全役職員の権限・義務を明確化し、権限委譲を行うことで、取締役の職務が効率的に執行できる体制を整備する。

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督などを行う。

取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期事業計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定、各部管掌取締役は、その目標達成のための具体的施策を立案・実行するものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。なお、同使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務上の重要案件や業績について意見・情報の交換を行う。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,579,687	流動負債	661,671
現金及び預金	1,139,598	買掛金	120,138
売掛金	334,177	短期借入金	252,923
商品	42,448	1年内返済予定の長期借入金	21,146
貯蔵品	8,796	未払金	86,681
前払費用	30,224	未払費用	7,310
その他	28,037	未払法人税等	10,360
貸倒引当金	△3,596	前受金	120,698
		預り金	24,554
固定資産	606,604	契約負債	17,858
有形固定資産	314,807	固定負債	1,201,580
レンタル用資産	234,817	長期借入金	1,174,683
機械装置	68,238	資産除去債務	20,704
工具、器具及び備品	6,683	その他	6,192
その他	5,068	負債合計	1,863,251
無形固定資産	1,916	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,916	株主資本	322,240
投資その他の資産	289,879	資本金	1,116,273
長期預金	200,000	資本剰余金	1,258,829
敷金	88,235	資本準備金	1,258,829
その他	1,644	利益剰余金	△2,052,862
		その他利益剰余金	△2,052,862
		繰越利益剰余金	△2,052,862
		新株予約権	800
		純資産合計	323,040
資産合計	2,186,291	負債純資産合計	2,186,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,390,339
売上原価		1,718,011
売上総利益		1,672,327
販売費及び一般管理費		1,724,104
営業損失		△51,776
営業外収益		
受取利息	6	
雑収入	698	704
営業外費用		
支払利息	14,448	
上場関連費用	2,220	16,668
経常損失		△67,740
特別損失		
減損損失	308,114	308,114
税引前当期純損失		△375,855
法人税、住民税及び事業税	2,291	2,291
当期純損失		△378,146

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	766,613	909,169	909,169	△1,674,716	△1,674,716	1,066
当期変動額						
新株の発行	349,660	349,660	349,660		—	699,320
当期純損失(△)			—	△378,146	△378,146	△378,146
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)			—		—	—
当期変動額合計	349,660	349,660	349,660	△378,146	△378,146	321,174
当期末残高	1,116,273	1,258,829	1,258,829	△2,052,862	△2,052,862	322,240

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	40,000	41,066
当期変動額		
新株の発行		699,320
当期純損失(△)		△378,146
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△39,200	△39,200
当期変動額合計	△39,200	281,973
当期末残高	800	323,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

レンタル用資産：定額法

その他の有形固定資産：定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

レンタル用資産	1～3年
機械装置	7～13年
工具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社は、パーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) レンタル利用料等に係る収益

レンタル利用料等に係る収益においては、顧客との間で利用契約を締結しており、主な履行義務は、顧客の好みに合わせた洋服をスタイリストが選定し自宅に向けて配送するサービス及び当該環境等の提供であります。当該履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しており、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供時点において収益を認識しております。

(2) 販売売上(買取料)に係る収益

販売売上(買取料)に係る収益においては、レンタル中の洋服で気に入ったものについ

ては購入することも可能なサービスを提供しております。顧客により、手元にあるレンタルされている商品の買取りの意思表示が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、売上時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントが使用された時点で収益を純額で認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

なお、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、クーポン利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、純額で収益を認識することとしております。また、売上時に付与したポイントについては、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として利用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当期の計算書類に与える影響はありません。

また、(金融商品に関する注記)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

レンタル用資産 234,817 千円

その他 81,907 千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、パーソナルスタイリング事業を営むにあたり、1 に記載のレンタル用資産などの資産を保有しております。

固定資産の減損会計の適用にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎としてグルーピングを行い、減損の兆候の有無を判断のうえ、減損の兆候が識別された場合には、将来キャッシュ・フローを基礎として見積り、減損の認識の要否を判断しております。

当事業年度において、(損益計算書に関する注記)に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失 308,114 千円を認識しております。

この使用価値は、予算及び中期経営計画を基礎としておりますが、将来の会員数を主要な仮定として見積もっております。将来の会員数は、過去実績などを考慮し策定しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や収束時期については、(追加情報)に記載した仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。

上記の見積り及び仮定には不確実性が伴うため、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において減損損失を追加計上する可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響が 2022 年7月以降も一定程度継続するとの仮定をして、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 390,908 千円

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメントの総額 100,000 千円

借入実行残高 - 千円

差引額 100,000 千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	レンタル用資産	308,114 千円

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

なお、パーソナルスタイリング市場については、今後大きな伸びが期待できるものの、経済的残存使用年数内においては、収益が見込めず回収が難しいと判断いたしました。したがって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 7,376,000 株

期末に保有する自己株式はございません。

2. 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使 期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 392,000 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、固定資産の減損及び繰越欠損金に関する金額であります。全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)長期預金	200,000	199,996	△4
(2)敷金	88,235	87,994	△241
資産計	288,235	287,990	△245
(1)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,195,829	1,120,254	△75,574
負債計	1,195,829	1,120,254	△75,574

(*)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,139,598	-	-	-
売掛金	334,177	-	-	-
長期預金	-	200,000	-	-
敷金	164	78,220	9,851	-
合計	1,473,940	278,220	9,851	-

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	252,923	-	-	-	-	-
長期借入金	21,146	214,683	200,000	400,000	360,000	-
合計	274,069	214,683	200,000	400,000	360,000	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	-	199,996	-	199,996
敷金	-	87,994	-	87,994
資産計	-	287,990	-	287,990
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	-	1,120,254	-	1,120,254
負債計	-	1,120,254	-	1,120,254

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預金

長期預金は、元利金の合計額を新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金の時価は、敷金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	パーソナルスタイリング事業
レンタル利用料等	2,931,278
販売売上(買取料)	459,060
顧客との契約から生じる収益	3,390,339
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,390,339

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の(収益及び費用の計上基準)に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	297,668	334,177
契約負債	215,247	138,557

契約負債は、顧客からの前受金及び顧客に付与したポイントの未行使分であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	天沼聡	-	当社代表取締役社長兼CEO	(被所有)直接 18.1%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	144,166	-	-

(注)当社は、銀行借入に対して代表取締役社長兼 CEO 天沼聡より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 43円68銭

1株当たり当期純損失 65円96銭

(注)当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2022年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年7月28日に払込が完了しております。

- | | |
|----------------|--|
| ① 募集方法 | : 一般募集(ブックビルディング方式による募集) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 733,000 株 |
| ③ 発行価格 | : 1株につき 800 円 |
| ④ 引受価額 | : 1株につき 736 円 |
| ⑤ 資本組入額 | : 1株につき 368 円 |
| ⑥ 発行価格の総額 | : 586,400 千円 |
| ⑦ 引受金額の総額 | : 539,488 千円 |
| ⑧ 資本組入額の総額 | : 269,744 千円 |
| ⑨ 払込期日 | : 2022年7月28日 |
| ⑩ 資金の用途 | : マーケティング関連費用、レンタル用資産購入資金及び採用強化による人件費に充当する予定であります。 |

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2022年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ① 募集方法 | : 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し) |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 130,400 株 |
| ③ 割当価格 | : 1株につき 736 円 |
| ④ 資本組入額 | : 1株につき 368 円 |
| ⑤ 割当価格の総額 | : 95,974 千円 |
| ⑥ 資本組入額の総額 | : 47,987 千円 |
| ⑦ 払込期日 | : 2022年8月30日 |
| ⑧ 割当先 | : みずほ証券株式会社 |
| ⑨ 資金の用途 | : 「一般募集による新株式の発行⑩資金の用途」と同一であります。 |

(注)みずほ証券株式会社は、2022年7月29日から2022年8月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われなない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

株式会社エアーグローゼット

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エアーグローゼットの2021年7月1日から2022年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

重要な後発事象に関する注記の(1)「一般募集による新株式の発行」および(2)「第三者割当による新株式の発行」について、当社は、2022年7月29日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、この上場にあたり(1)「一般募集による新株式の発行」は、注記記載の通り2022年7月28日払込が完了、(2)「第三者割当による新株式の発行」は、2022年6月24日及び2022年7月11日開催の取締役会において、注記記載の通り第三者割当増資による新株式の発行を決議しております。

令和4年8月18日

株式会社 エアークローゼット 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 内田 行彦 印

社 外 監 査 役 阿部 達行 印

社 外 監 査 役 樋口 俊輔 印

以 上